

議案第38号

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(修学部分休業の承認) 第3条 [略] 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略] (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。） (3)～(7) [略] 3 [略]	(修学部分休業の承認) 第3条 [略] 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略] (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。） (3)～(7) [略] 3 [略]

(さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育施設)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(教育施設)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市教員の修学部分休業に関する条例第3条第2項第2号に規定する課程及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例第5条第2号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。